13　抜取調査は、組合等の職員及び損害評価会の委員（組合等が必要があると認める場合にあっては、組合等の職員、損害評価会の委員及び損害評価員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）に限る。以下同じ。）が含まれる場合は、当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。

14　組合等は、収穫共済について悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式にあっては組合員等ごとに共済事故による果実の減収量（以下「減収量」という。）を、災害収入共済方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産金額の減少額（以下「共済減少額」という。）を、樹園地方式にあっては樹園地ごとに減収量を算定し、これに基づき共済金の支払見込額である損害の額を認定しなければならない。

15　組合等は、樹体共済について悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、組合員等ごとに規則第百三十六条の規定により算定される損害の額を認定しなければならない。

16　組合等は、第十四項の認定に係る共済金の支払の対象となる組合員等の数又は樹園地の面積、減収量又は共済減少額及び損害の額並びに前項の認定に係る共済金の支払の対象となる組合員等の数及び損害の額を、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあっては連合会認定区分ごとに合計して都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に通知し、特定組合等にあっては政府保険認定区分ごとに合計して農林水産大臣に報告しなければならない。

17　前項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、連合会認定区分にあっては果樹連合会保険区分（規則第百六十二条に規定する果樹連合会保険区分をいう。）を、政府保険認定区分にあっては果樹政府保険区分（規則第二百二十八条に規定する果樹政府保険区分をいう。以下同じ。）を、それぞれ共済金の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

18　組合等（特定組合等を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、都道府県連合会から第二第八項又は第十三項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した減収量の合計又は共済減少額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定により算定した減収量の合計又は共済減少額の合計が都道府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等又は樹園地及び減収量又は共済減少額を修正して、損害の額を認定しなければならない。

19　組合等は、都道府県連合会から第二第九項又は第十三項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る金額が第十五項の規定により組合等が算定した損害の額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、当該組合等が同項の規定により算定した損害の額の合計が都道府県連合会の通知に係る金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等に係る損害の額を修正して、認定しなければならない。

20　特定組合等は、第十六項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府保険認定区分ごとの合計が、政府保険認定区分別の果樹通常責任共済金額（共済掛金区分（法第百四十九条第一項に規定する収穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分をいう。以下同じ。）ごと及び危険段階（法第百三十七条第一項に規定する危険段階をいう。以下同じ。）ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹通常標準被害率（規則第百六十七条第一項の危険段階別果樹通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、政府保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、果樹政府保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該果樹政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

21　特定組合等は、前項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第十四項から第十六項まで及び前項の規定により、収穫共済にあっては減収量又は共済減少額及び損害の額を、樹体共済にあっては損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

22　特定組合等は、第二十項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第二　都道府県連合会が行う損害の額の認定

1　都道府県連合会は、半相殺方式、樹園地方式及び樹体共済について、法第百七十二条において準用する法第百三十条第三号の規定による通知（特定危険方式の共済関係にあっては、法第百七十二条において準用する法第百三十条第二号及び第三号の規定による通知）を受けたときは、その通知に係る組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）の区域内の損害の額を認定するため、抜取調査の方法に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法又は実測及び検見の方法により行わなければならない。

2　組合等が第一第二項、第四項、第五項又は第七項の規定による調査（収穫共済にあっては、収穫前（特定危険方式にあっては、共済事故の発生の都度及び収穫前）において実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査への参加をもって連合会抜取調査に代えることができる。

3　組合等の区域に離島が含まれる場合において、組合等が当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行ったときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県連合会は連合会抜取調査を省略することができる。

4　都道府県連合会は、損害の額の認定を的確に行うため特に必要があると認めるときは、連合会抜取調査に併せて、共済事故による損害が発生した樹園地の見回りによる調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。

5　都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を行わせるため、損害評価員を任命することができる。

6　都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

7　都道府県連合会は、連合会抜取調査を行うため、当該都道府県連合会の区域を区分して連合会抜取調査を行う単位となる地区を定めることができる。この場合において、当該地区を定めたときは、当該地区ごとに、当該地区を担当する都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

8　都道府県連合会は、収穫共済について連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等の連合会認定区分ごとの減収量又は共済減少額を算定し、これに基づき、共済金の支払見込額である損害の額を認定するとともに、当該減収量又は共済減少額及び損害の額を組合等に通知しなければならない。

9　都道府県連合会は、樹体共済について連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、組合等の連合会認定区分ごとの損害の額を認定するとともに、当該損害の額を組合等に通知しなければならない。

10　都道府県連合会は、第八項の規定による認定に係る減収量又は共済減少額及び損害の額並びに保険金の支払見込額又は前項の規定による認定に係る損害の額及び保険金の支払見込額を政府再保険認定区分ごとに合計して、農林水産大臣に報告しなければならない。